

外来生物を取り扱う方々へ

趣味でペットを飼育・栽培する方や、業務で外来生物を利用する方など、外来生物に関わる方は、[外来生物被害予防三原則\(入れない・捨てない・拡げない\)](#)に基づき、また、以下の点に注意をするなど、適切な配慮を行っていただくよう、御理解・御協力をお願いします。

1. ペットとして外来生物を飼育する全ての方に

ペット(愛玩や観賞等)として外来生物を飼育する際には、入手する前に、飼育に要する設備や費用、その生物の寿命、繁殖能力、成長したときのサイズや性質の変化等を理解し、万全な逸出防止の措置をとって最後まで責任を持って飼育しなければなりません。また、万一飼育できなくなった場合には、自らの責任を持って殺処分を行わなければならないことがあることも事前に考慮すべきです。特に、寿命の長いカメ類、容易に繁殖する生物、大型になる生物等を飼育する場合は、飼育をする方の責任も重大になります。大量に輸入されているペット甲虫などについても、野外に逸出した際の影響が不明確なものも含め、逃がしたり、捨てたりすることは絶対にいけません。

1-a. 爬虫類を飼う方に

外来の爬虫類は、見た目では分からなくても、在来の爬虫類に感受性のある病原体(原虫クリプトスポリジウムその他寄生虫など)を保有している可能性もあり、飼育している個体の野外への逸出を防ぐだけでなく、野生の爬虫類が飼育環境に侵入して病原体に感染し、キャリアとなって野生に戻り、野生生物に大きな影響を与える可能性があることにも留意し、飼育環境や飼育容器の適切な管理などに十分な注意をして飼育するようにして下さい。

飼育に当たっては、これらの問題に詳しい専門家や専門店のアドバイスを受けることも効果的です。

1-b. 観賞魚を飼育する方に

観賞魚の中には、大型になるもの、容易に繁殖するものなどがあることに留意し、適正なサイズや数の飼育施設等を責任を持って用意できる方が飼育すべきです。

特に、沖縄や小笠原など、温暖な気候の地域で熱帯魚を野外に放せば定着する可能性が高いため、絶対にしてはなりません。また、観賞魚の中には冷温帯域で定着可能なものも少なくないため、万が一飼育が困難になった場合も、絶対に野外に放してはいけません。

また、観賞用の水草にも極めて繁殖能力が高いものがありますので、水替えの際などには、根や茎等の逸出や野外への放棄がないよう注意して下さい。

2. ペット販売店の方に

ペット・観賞用として生物を販売する方は、それらの生物についての十分な知識を持つだけでなく、これらの購入を希望する人に対して、飼育に要する設備や費用、その生物の寿命、繁殖能力、

成長したときのサイズ、性質の変化等を十分に説明し、飼育が可能と思われる方のみに販売するようにすべきです。子供に販売する場合には保護者の同意を求めるなど、飼育の責任能力を確認する工夫も有効です。特に、大型になるもの、長寿のもの、容易に繁殖するもの等については、飼育者の有する飼育環境や知識を十分に踏まえて適切な助言を行うことが必要です。ペットショップは野外に定着するおそれの少ない生物、生態系への影響の小さい生物等、影響の少ない生物を中心に取り扱い扱うことを検討するなど、自らの仕事外来生物を数多く取り扱うものであることを十分認識をすることが必要です。

3．外来生物を利用して業を営む方に

外来生物は、時には有用な生物資源として私たちの生活を支えています。しかし、これらの外来生物が容易に野外に逸出することは、資源としての利用価値を損ねるだけでなく、同種の生物を多数飼育している場合等には、特に定着する可能性が高くなり、生態系等に対して様々な悪影響を及ぼすおそれがあることに十分留意することが必要です。

このため、外来生物の利用に当たっては、その生物について資源としての特性だけでなく、生態系に及ぼす影響など様々な性質を十分に理解するとともに、逸出により在来の生物や農林水産業などに悪影響を及ぼすようなことのないよう十分な配慮が必要になります。

また、繁殖し、定着する可能性のある外来生物が、万一野外に逸出した場合には、利用者の責任で回収等を行うことが望まれますが、この場合できるだけ早期に対応することが、外来種による影響を最小化するだけでなく、回収に係る労力を最低限に抑える意味でも効果的です。また、代替的な生物の利用が可能である場合、野外に定着する可能性の低い生物や被害を及ぼすおそれの低い生物を選択することがとても重要です。

4．生きた動植物の輸入や流通に関わる方に

動植物の輸入や国内の流通に当たっては、これまでも飼料作物への雑草種子の混入や養殖・蓄養用の水産種苗に他の外来生物が混入・付着し国内に侵入・定着して生態系や農業、水産業に被害をもたらすこと等が指摘されています。混入を完全に防ぐのは困難ですが、多くの混入生物が直接農業や水産業に被害をもたらすことがあることに留意し、混入リスクの少ない輸入や利用の方法、輸入先の検討、品質管理の手法等について検討を進め十分な注意を払っていくことが重要です。

5．餌として生きた動物を利用する方に

釣りやペットの飼育などでは、エビ類、ゴカイ類、コオロギ、ミールワームなど、様々な外来生物が餌として生きたまま輸入され、利用されています。これらを利用する方は、これらの生物が我が国の生態系等に及ぼすおそれについてあまり意識していないかもしれませんが、同じ種が時には大量に逸出したり、遺棄されたりすることにより我が国に定着するおそれがあることに留意すべきです。これらの生物の被害に関する知見はまだ十分にわかっていないものが多いのですが、不要になった場合の廃棄の方法や逸出しない保管の方法等に十分留意して下さい。